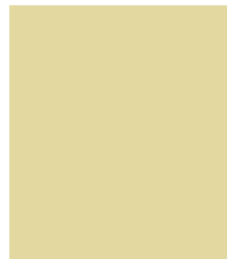
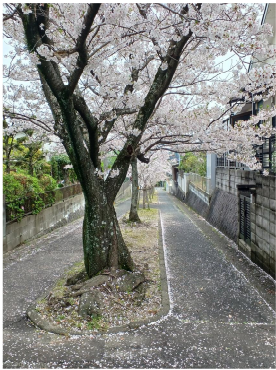


春日市景観ガイドライン



令和7年10月
春日市

本ガイドラインの目次と構成

本ガイドラインは、春日市景観計画に基づいて図解等を用いて解説を行うもので、次に示す「春日市の目指す景観づくり」から「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針」、そして「参考資料」までの構成で解説を行います。

序章 ガイドラインの目的	1
本ガイドラインの目的を示します。	

第1章 春日市の目指す景観づくり	2
春日市の目指す景観形成の方向性や、建築物等をデザインする際の良好な景観づくりの考え方や景観配慮のポイントを示します。	

第2章 届出制度等について	11
届出制度についての内容や届出する際の流れについて示します。	
・ 2-1. 基本的な考え方	11
・ 2-2. 届出の時期	11
・ 2-3. 行為の届出に係る手続きの流れ	12
・ 2-4. 届出対象行為	13
・ 2-5. 届出対象行為の規模や種類	14
・ 2-6. 届出に必要な書類	16

第3章 色彩基準について	17
届出対象行為に該当した際に、使用できる色彩の範囲について示します。	

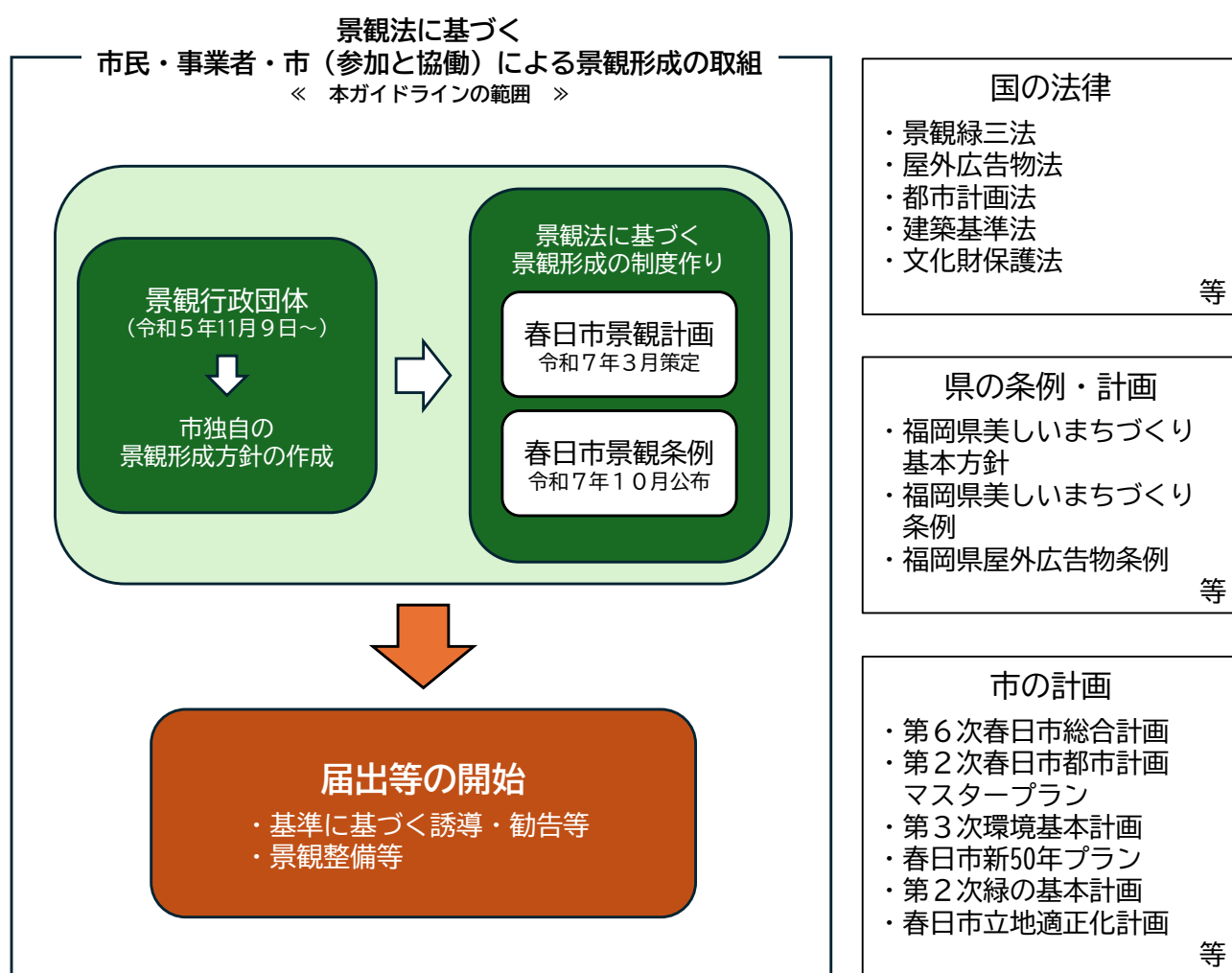
第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	20
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定基準や、指定までの流れについて示します。	
・ 4-1. 景観重要建造物の指定方針	20
・ 4-2. 景観重要樹木の指定方針	21

参考資料	23
本ガイドラインを読み取るために必要となる語句を示します。	

序章 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、春日市良好な景観形成に向け、景観計画の方針や市民や事業者が守るべきルール、大切な景観を守るための枠組みを示すことで、市民等が景観計画の方針や基準等を適正に理解し、実行していくことを目的として作成しており、次のような役割を担います。

- 届出の要不要にかかわらず、良好な景観形成を行うための手引き
- 春日市の目指す景観形成の方針や景観形成基準についての細目
- 景観法や春日市景観条例に基づく行為の制限や届出の解説



第1章 春日市の目指す景観づくり

本市の景観は、市域の大部分が市街地として開発されながらも、ため池や樹林をはじめとした自然景観や、古代の遺跡や社寺などに由来した歴史文化景観などが継承され、地域のシンボル、あるいはふるさとを象徴する心の拠り所として、重要な役割を果たしています。

また、都市部のベッドタウンとして発達する中で、秩序ある良好な住環境が形成され、暮らしやすく、住み良いまちづくりが進められてきました。

春日市景観計画では、本市の貴重な景観資源を大切に、まちづくりなど良好な景観形成の取組を、行政や市民、事業者などの多様な主体の連携により進めていくことを目標に、基本理念と景観形成の方針を定めています。

【春日市景観計画の基本理念】

守り、育てる 「春日の景観」

- 地域のシンボルとなる自然や歴史文化を大切にします
- 景観に配慮した、美しく住み良いまちづくりを進めます
- 愛着と誇りの持てる「春日の景観」をともに育みます

【景観計画区域】（景観計画の対象範囲）

多彩な景観要素は相互に干渉し合うことで市全体としての景観を構成することから、本市では、良好な景観づくりを進めるため、市全域を景観法第8条第2項第1号に定める景観計画区域とします。

【景観形成の方針】

春日市景観計画では、景観形成の方針として、「共通方針」と「景観特性格の方針」、「ゾーン別の方針」を設定しています。「共通方針」は景観計画区域全体の共通となる方針として、「景観特性格の方針」は個々の主要な景観要素やその周辺等における方針として、「ゾーン別の方針」は都市計画と連携した地域ごとの景観形成の方針として、それぞれ設定します。

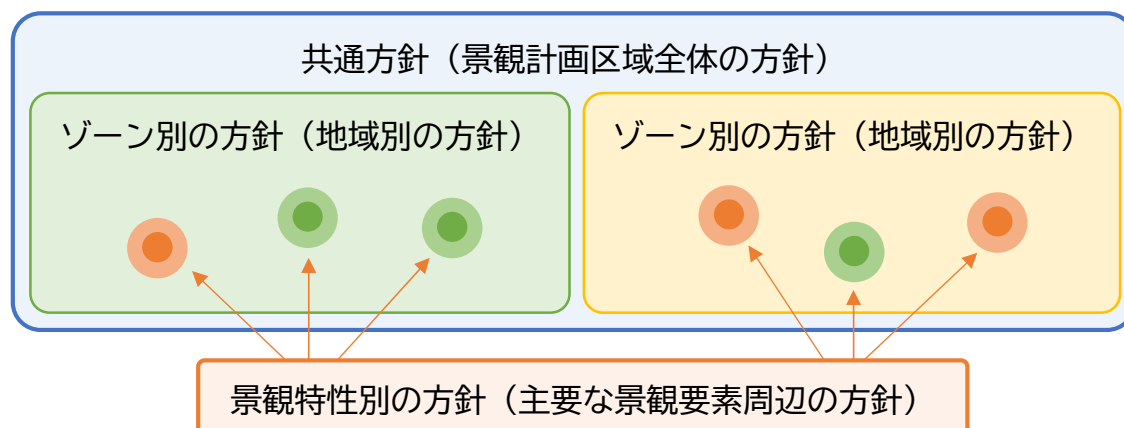


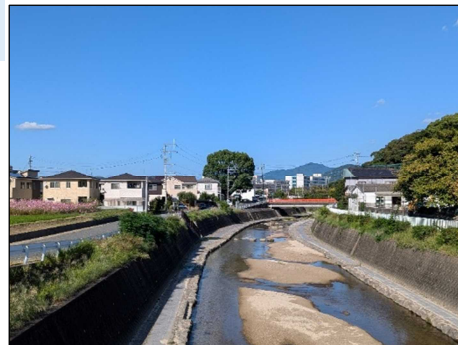
図 景観形成の方針の関連性

【共通方針】

① 地域のシンボルとなる自然と歴史文化や、その周辺における方針

地域固有の景観を守り伝える景観まちづくり

- ・本市の景観に潤いと安らぎを与えるため池や河川、緑地の維持・保全と活用を図ります。
- ・地域の歴史を体現し、多様性を生み出す文化財や地域の伝統行事を継承し、にぎわいづくりなどに活用します。
- ・主要な自然的景観や歴史・文化的景観の周辺では、景観に配慮したまちづくりに努めます。



牛頸川と周辺の住宅地

② 景観に配慮した住宅地や市街地のまちづくりの方針

美しく住み良い景観まちづくり

- ・一定規模以上の建築行為や開発行為については色彩や位置に配慮するなど、良好な景観形成に向けた誘導を図ります。
- ・地域の特性に応じた適切な照明の配置により、安全性への配慮や賑わいづくりなど、良好な夜間景観の創出を図ります。
- ・街路樹や植栽等を適切に管理し、良好な沿道の景観づくりに努めます。
- ・公共施設などの主要施設やその周辺では、地域の顔にふさわしい景観形成を図ります。
- ・公共サインは必要な情報を分かりやすく整理し、サイン自体の視認性等にも配慮します。



歴史に彩りを与える春日神社

③ 景観形成に向けた仕組み（体制）づくり

春日の景観形成に向けた仕組みづくり

- ・景観計画の周知や景観まちづくりの活動を積極的に進め、景観まちづくりの気運を育みます。
- ・ルールや体制の構築により効果的な景観形成を促す仕組みをつくります。
- ・本市の景観形成に関わる関係者の協力のもと、良好な景観形成を図ります。
- ・景観重点区域の指定や景観重要建造物、あるいは景観重要樹木の指定に向け、地域住民等への周知を積極的に行うとともに、地域が主体となったしくみづくり等の取組を支援します。



緑豊かな春日10丁目の住宅地



整備が進む春日原駅前

【景観特性別の方針】

① 自然景観に関する方針

安らぎや潤いを与えるため池や樹林など、豊かな自然景観を守る

- ・白水大池公園や大牟田池自然公園をはじめとして、市内に点在する、将来にわたって適切に維持管理すべきため池や周囲の緑は、本市の緑豊かなまちのイメージを形成する重要な景観・環境資源として保全します。
- ・文化財に指定されている樹木（天然記念物）や保存樹木など、地域のシンボルとなる貴重な自然を守り、それらに調和した景観形成を図ります。



白水大池公園の景観

② 歴史文化景観に関する方針

弥生時代の遺跡・古墳や社寺等の歴史性や文化を活かした景観を創出する

- ・水城跡（大土居・天神山）や日拝塚古墳、須玖岡本遺跡をはじめとした古代の歴史的資源を保存、活用するとともに、周辺部においても歴史的な雰囲気や趣きを感じる景観形成を図ります。
- ・社寺景観や地域に残る伝統行事など、地域を特徴づける身近な歴史的・文化的景観資源の継承に努めます。
- ・点在する歴史的資源のネットワーク化を図り、景観に配慮した案内板、説明板等の充実を図ります。



日拝塚古墳の景観

③ 住宅地景観に関する方針

地域ごとの特徴を活かし、住みよい市街地景観を創出する

- ・将来都市構造のゾーニングや、地区計画や建築協定、緑地協定等の活用により、景観形成の方針を定め、きめ細かな景観形成を図ります。
- ・市街地周辺の自然的、歴史的資源等と調和した、良好な住宅地景観の形成を図ります。
- ・空き家・空き地の解消や適切な管理、ごみの不法投棄の防止等、良好な住宅地景観の維持に努めます。
- ・適切な照明の配置による安全・安心な空間の創出など、良好な夜間景観の形成を図ります。



星見ヶ丘地区（地区計画区域）

④ 市街地景観に関する方針

魅力ある市街地景観を創出する

- ・市街地の土地利用等に応じて、景観形成の方針を定め、きめ細かな景観形成を図ります。
- ・駅周辺や主要施設の周辺では、建物と調和した景観の形成に配慮します。
- ・安全面や防災機能等を考慮しつつ、無電柱化による景観形成等の取組を検討します。
- ・無秩序な建築物や工作物、屋外広告物による景観の悪化を避け、良好な沿道景観を形成します。



春日駅前の景観

⑤ 街路樹に関する方針

都市のにぎわいの中に自然を身近に感じる街路樹を整備する

- ・周辺地域の景観特性と調和した効果的な街路樹整備を推進し、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・まちを美しく彩り、美しい花や鮮やかな葉が季節の移りや変化を知らせてくれる街路樹を適正に管理します。

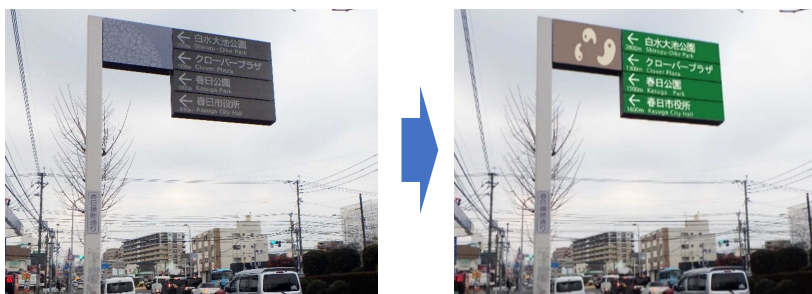


春日公園2丁目の街路樹

⑥ サインに関する方針

視認性やデザインに優れたサインを適切に配置する

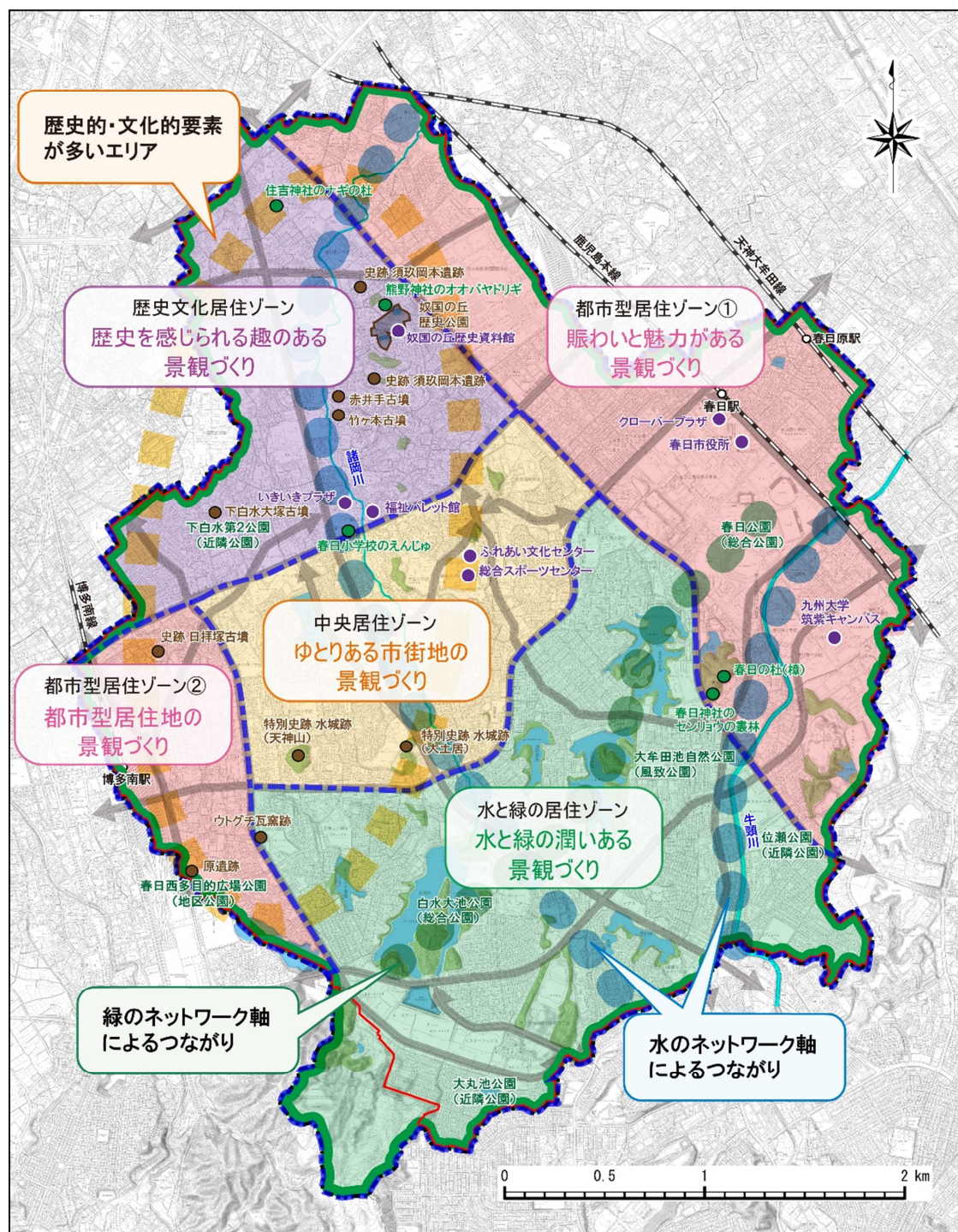
- ・利用者の利便性と良好な景観の確保に配慮し、視認性に優れ、わかりやすいサインを適切に整備します。
- ・良好な環境を維持するため、老朽化したサインや本市の景観に適さないサインの更新など、適切な維持管理を行います。
- ・統一性のない多様なサインの乱立による景観の阻害を防ぐため、デザインの統一されたサイン整備を推進します。



サインの整備イメージ (デザイン等は変更の可能性があります)

【ゾーン別の方針】

地域ごとの景観特性に配慮し、良好な景観形成を推進していくために、市域を5つの「ゾーン」に区分し、景観形成の方針を示します。



凡 例			
	行政区境界		鉄道・駅
	市街化区域界		河川
	景観計画区域		ゾーンの境界
	主要な道路		主要な公共施設
			史跡（指定文化財）
			天然記念物（指定文化財）
			水のネットワーク軸
			緑のネットワーク軸
			ため池
			歴史文化要素の集積圏

図 ゾーンの方針や関連性

水と緑の居住ゾーン

水と緑の潤いある住宅地の景観づくり

市南部に位置し、白水大池公園をはじめとするため池、緑地等の豊かな自然環境のなかに、戸建の低層住宅地が形成され、良好な住環境が整っています。

白水大池公園をはじめとした、ため池と樹林地による自然景観について、本市を代表する景観として、都市公園や特別緑地保全地区等の制度を活用し、引き続き保全します。

歴史文化居住ゾーン

歴史を感じられる趣のある住宅地の景観づくり

市北部に位置し、戸建住宅や集合住宅が集積する住宅地の中、奴国の丘歴史公園をはじめとし、多くの歴史的資源や緑が点在し、落ち着いた景観が見られます。

点在する歴史資源を活用したネットワーク化を図り、歴史文化に触れあえる景観整備を行います。

中央居住ゾーン

利便性が高くゆとりある市街地の景観づくり

本市の中央に位置し「市民活動交流拠点」としてふれあい文化センター、総合スポーツセンター等の公共施設が集積するとともに、周辺の幹線道路沿道には商業施設も多く集積している利便性の高いゾーンです。

「市民活動交流拠点」にふさわしい景観形成を図り、利便性の高い住宅地として、周辺環境・景観にも配慮しつつ、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。

都市型居住ゾーン①

まちの「顔」として、賑わいと魅力がある景観づくり

J R鹿児島本線、西鉄天神大牟田線の沿線地域で、商業施設が集積しており、生活利便性が高いことが特徴です。商業施設が集積する駅周辺や春日大通り沿道等では多くの屋外広告物が見られます。

沿道建築物の壁面位置の統一、通りに開いた利用の促進、公共空間の芝生化等の質の高い緑化の推進等、居心地がよく歩きたくなるウォカブルな空間づくりを目指し、人の集まる賑わい景観を演出します。

都市型居住ゾーン②

利便性が高い都市的居住地の景観づくり

J R博多南駅に近接していますが、駅と本市の市街地はJ R西日本の車両基地により分断されることから、本市側には駅周辺特有の商業地は形成されていません。しかしながら、幹線道路沿道には商業施設も多く集積した利便性の高いゾーンです。

J R博多南駅の利便性を活かした定住促進を進めるために、周辺環境や景観に配慮しつつ高度利用の検討・促進を図ります。

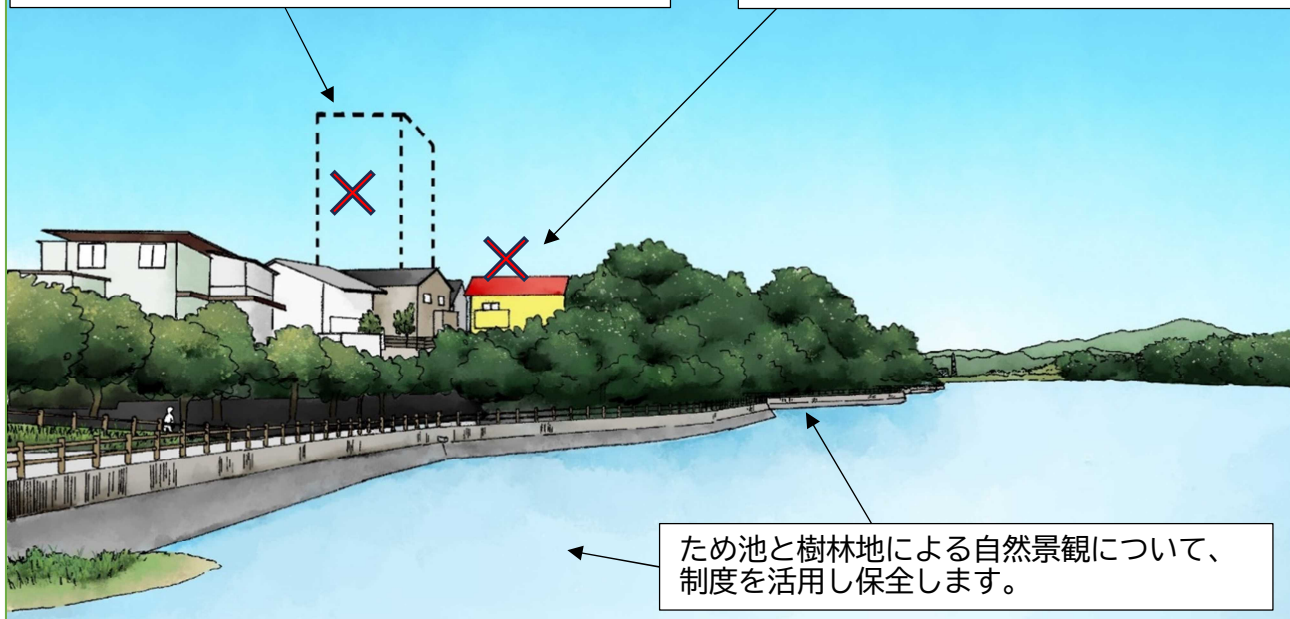
【景観形成のイメージ】

自然景観要素（水や緑）の周辺における景観形成のイメージ

将来にわたり保存すべきため池や河川、樹林地といった水と緑の景観要素やその周辺、あるいはそれらのシンボル軸では、将来にわたり残していくべき自然景観の保全を図るとともに、自然景観の活用による憩いの空間の創出に努めます。

用途地域や地区計画等の制限のある地区では、高層の建築物を避けるなどのルールに従う必要があります。

蛍光色や極端に彩度の高い色の建築物や工作物等による景観の悪化を避け、品格のある景観形成に努めます。

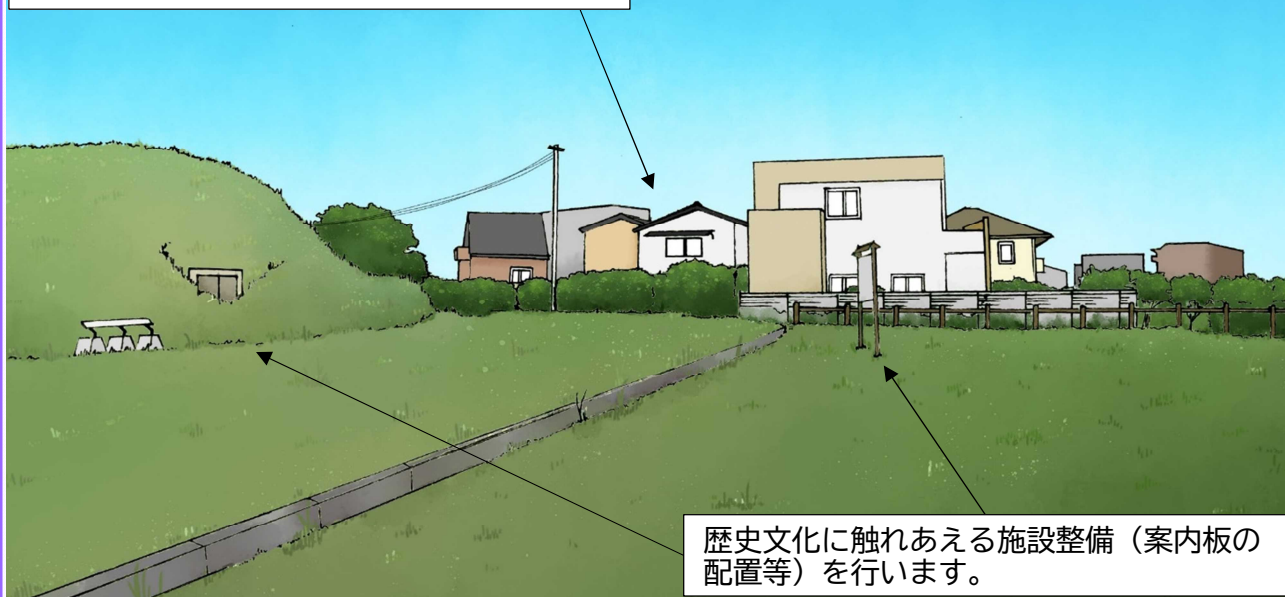


ため池と樹林地による自然景観について、制度を活用し保全します。

歴史文化景観要素（文化財など）の周辺における景観形成のイメージ

古墳や遺跡、社寺といった歴史・文化的資源やその周辺、あるいはそれらの集積する区域や、伝統行事の舞台となる地域では、歴史・文化資源と調和した雰囲気や趣を感じさせる景観形成を図るとともに、それらの保存・活用により、まちの活性化を図ります。

歴史資源と調和した、落ち着いたゆとりのある住宅地の形成を図ります。



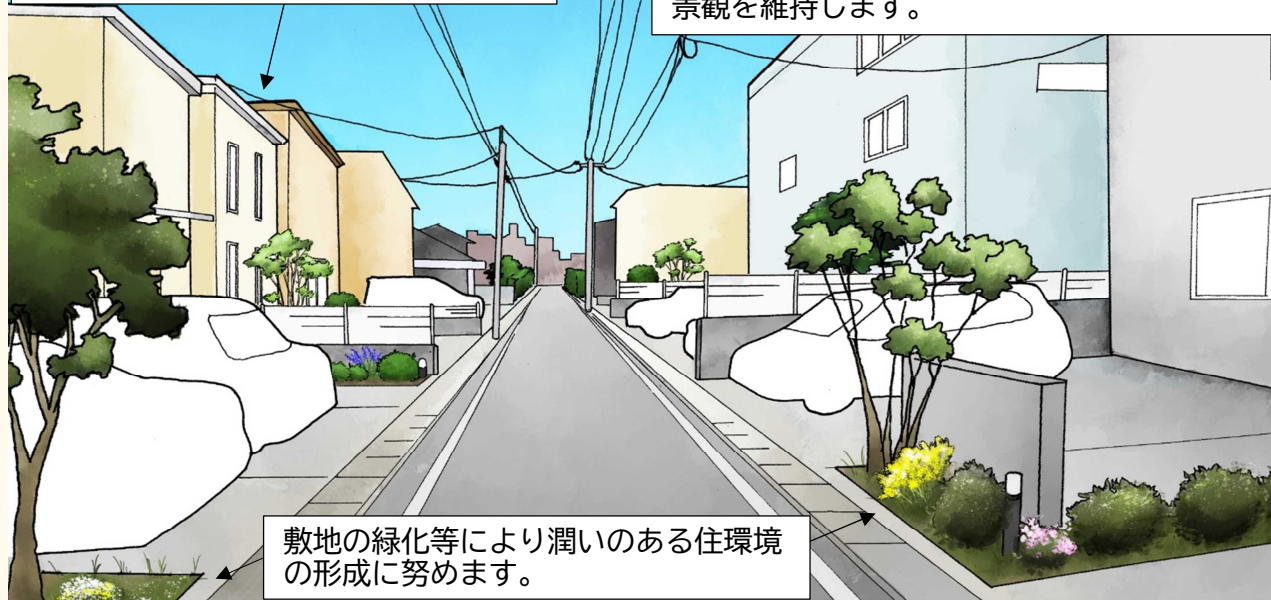
歴史文化に触れあえる施設整備（案内板の配置等）を行います。

住宅地における景観形成のイメージ

地区計画や建築協定、緑地協定により建築物や緑化等に関するルールが設けられている地区では、それらを遵守することにより良好な住宅地景観の形成に努めます。また、敷地の緑化等により潤いのある住環境を形成する、地域のシンボルとなる景観特性との調和を図るなど、地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成を図ります。

落ち着いた色の建築物とすることで、住宅地の良好な景観を保ちます。

建築協定や地区計画が定められている地区は、建築物の形態基準等を遵守し、良好な景観を維持します。



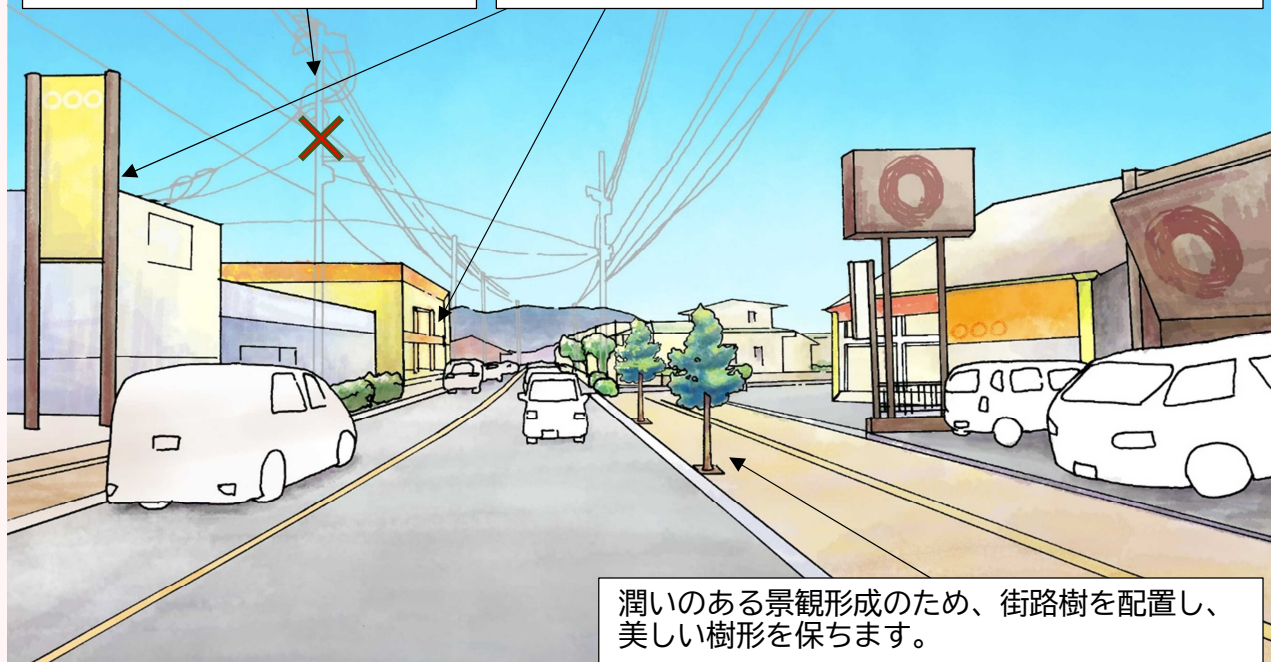
敷地の緑化等により潤いのある住環境の形成に努めます。

主要幹線道路沿道における景観形成のイメージ

主要幹線道路沿道においては、無秩序な建築物や工作物、屋外広告物による景観の悪化を避け、良好な沿道景観を形成します。また、街路樹の適切な配置による潤いのある景観形成や無電柱化等の取組を検討し、良好な景観の形成に努めます。

景観に配慮し、無電柱化や電線の整理等を検討します。

蛍光色や極端に彩度の高い色の看板、建築物等による景観の悪化を避け、品格のある景観形成に努めます。



潤いのある景観形成のため、街路樹を配置し、美しい樹形を保ちます。

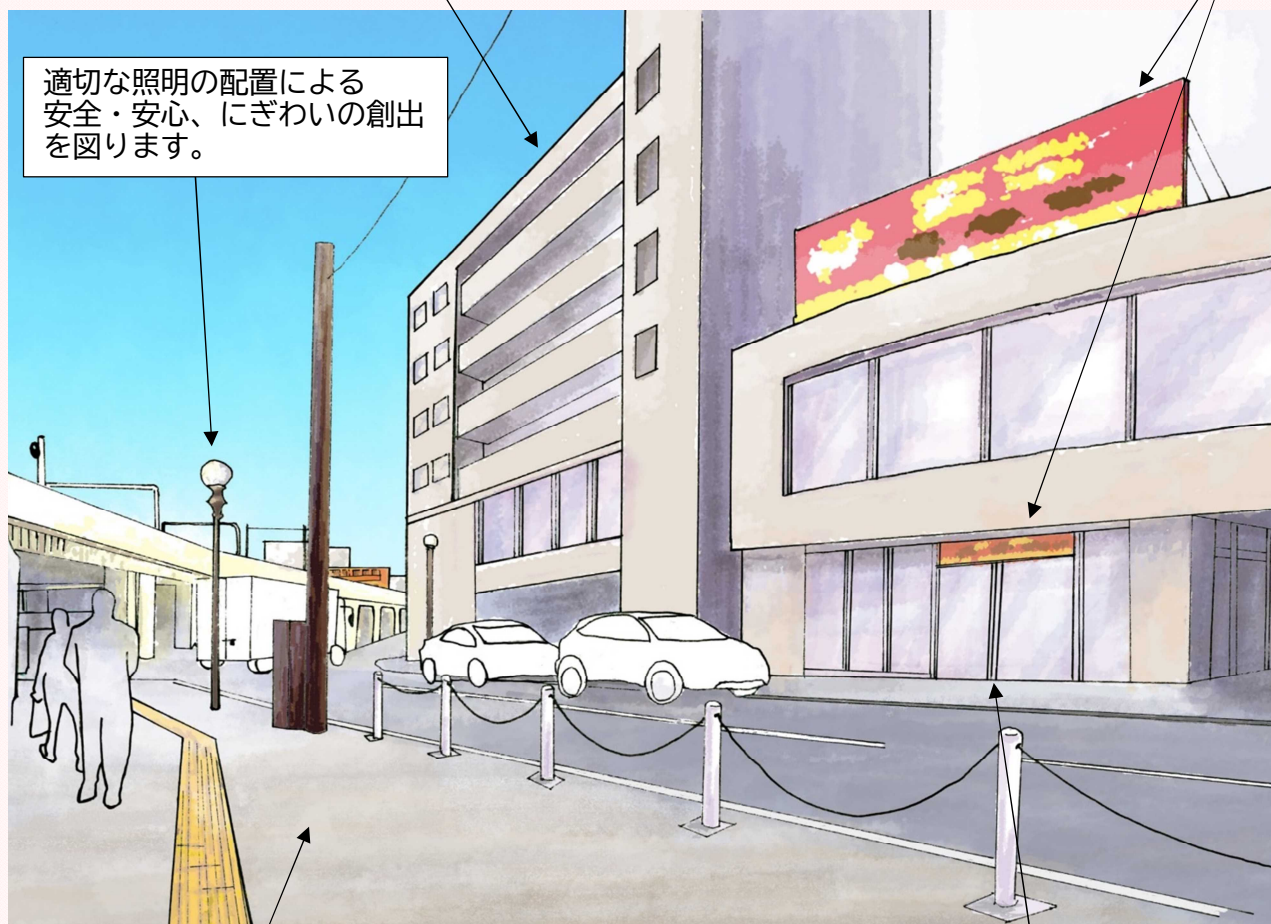
市街地における景観形成のイメージ

商業系用途等の市街地においては、用途に応じた高度利用を図るとともに、無秩序な建築物や工作物、屋外広告物による景観の悪化を避け、良好な景観形成を図ります。また、ウォーカブルな空間づくりや適切な照明の配置等により、魅力ある市街地景観の形成に努めます。

都市型住宅地として、居住、商業等の需要に対応した高度利用を図ります。

蛍光色や極端に彩度の高い色の看板、建築物等による景観の悪化を避け、品格のある景観形成に努めます。

適切な照明の配置による安全・安心、にぎわいの創出を図ります。



ウォーカブルな空間づくりを目指します。

沿道建築物の壁面位置を統一します。

ここで示した景観形成のイメージは、春日市の良好な景観形成に向け、地域のシンボルとなる景観要素と調和した景観や、住宅地としての落ち着いた景観、あるいは商業地や幹線道路沿道における秩序やまとまりのある景観など、目指すべき景観形成の方向性となるものです。

また、これらの景観形成の方針や考え方、望ましい色彩については、届出対象以外の行為についても、配慮して頂きたい事項となります。

なお、これらのイラストは景観形成のイメージであり、必ずしも実際の本市の景観を示すものではありません。

第2章 届出制度等について

2-1. 基本的な考え方

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、場合によっては、良好な眺望や自然景観、地域固有の雰囲気などが失われる恐れがあります。

このため、一定規模以上の建築行為や開発行為等に関する届出制度を設け、望ましい基準に適合するよう誘導することにより、良好な景観形成を図ります。

基準に適合しない場合には、景観法に基づき、必要な措置の勧告※¹や変更命令※²を行います。また、届出をせずに届出対象となる行為に着手した場合や虚偽の届出をした場合には、届け出るべき事項について報告を求めるとともに、景観形成基準に適合しない場合には、勧告・変更命令を行います。

勧告や変更命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告・変更命令に従わなかった場合は、必要に応じてその旨を公表することで、制度の実効性を担保することとします。

なお、届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、あるいは変更命令に従わなかった場合などには、景観法に基づき罰則が科せられる場合があります。

罰則対象	罰則内容
・届出をしない場合 ・虚偽の届出をした場合 ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合	30 万円以下の罰金
・変更命令に従わない場合	50 万円以下の罰金
・原状回復命令に従わない場合等	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

※1：「勧告」：届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。（景観法第16条第3項）

※2：「変更命令」：特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。（景観法第17条第1項）

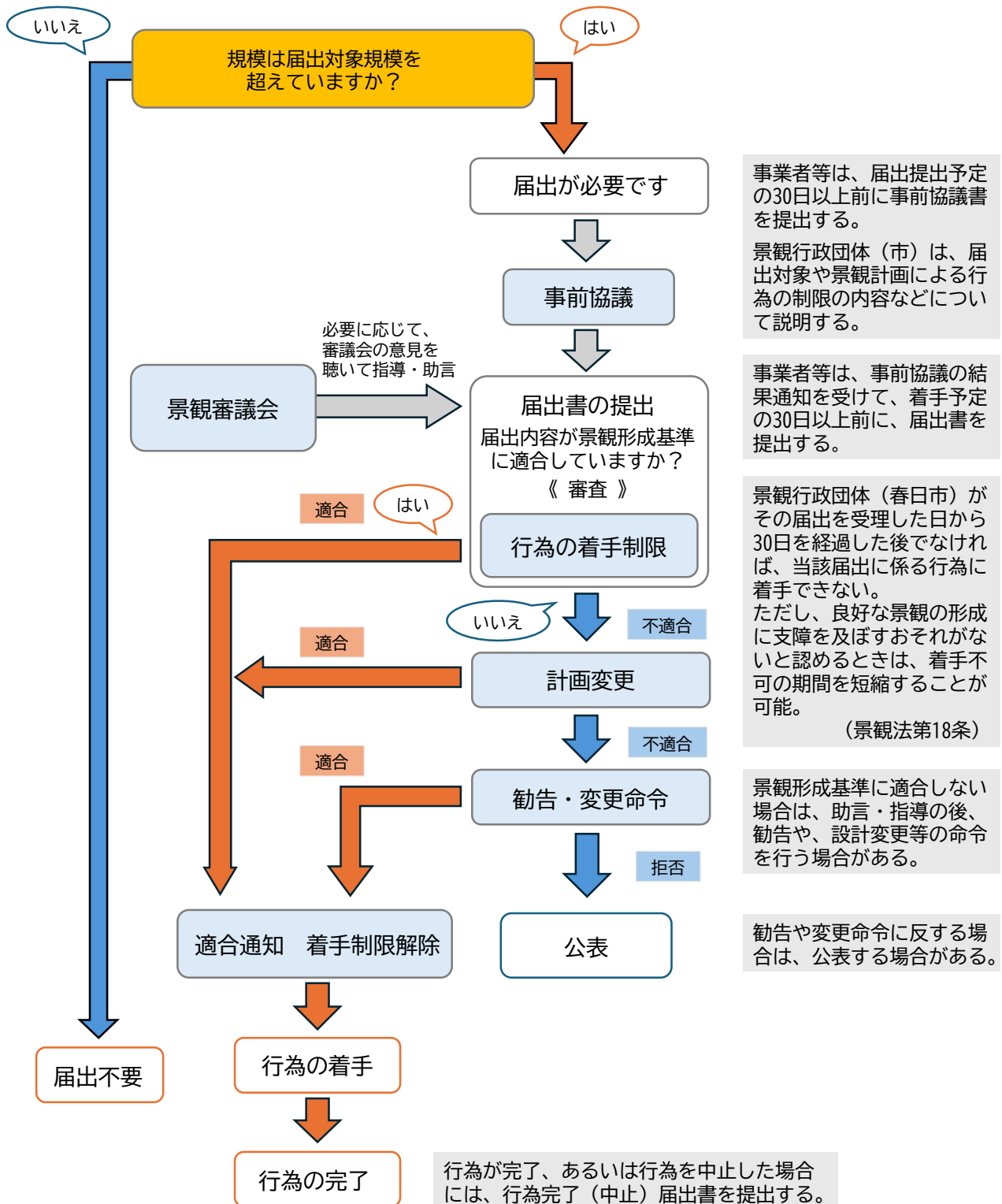
2-2. 届出の時期

景観法に基づく届出の他に、春日市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。それぞれの時期は以下の通りです。

届出の種類	提出時期
事前協議の届出	景観法に基づく届出の30日以上前
景観法の届出	行為に着手する30日以上前

2-3. 行為の届出に係る手続きの流れ

該当する行為について、市長への届出を行う場合の具体的な手続きは以下の通りです。



2-4. 届出対象行為

景観法に基づく届出制度の対象となる行為は、次に示すとおりです。

なお、屋外広告物の設置にあたっては、福岡県屋外広告物条例に基づき設置基準が設けられていることから、これに従う必要があります。

届出対象となる行為・規模

行為		対象となる規模	
		都市型居住ゾーン以外	都市型居住ゾーン
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で右のいずれかに該当するもの	・高さ 10mを超えるもの（増築は増築後の高さ） ・延べ面積 1,000 ㎡を超えるもの ・主要幹線道路※沿線で、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの	・高さ 12mを超えるもの（増築は増築後の高さ） ・延べ面積 1,000 ㎡を超えるもの ・主要幹線道路沿線で、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m を超えるもの	
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更	開発区域面積が 1,000 ㎡を超えるもの	
その他		その他景観の形成に重大な影響を与えると市長が認めるもの	

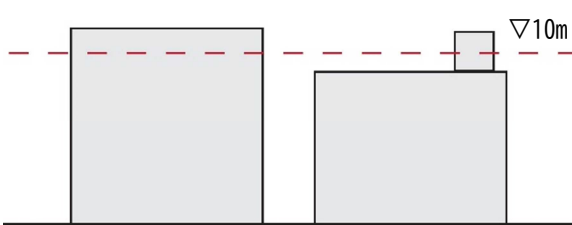
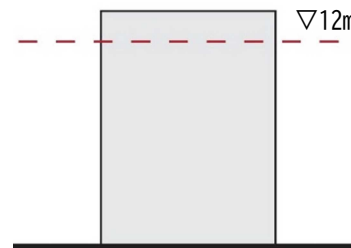
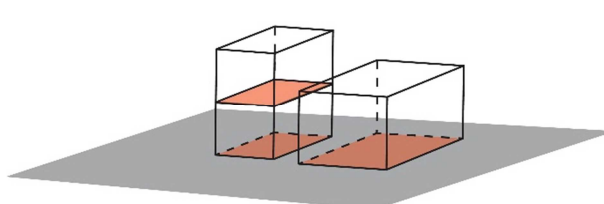
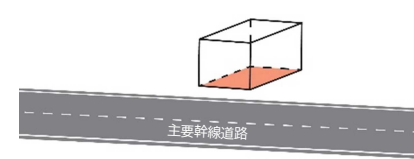
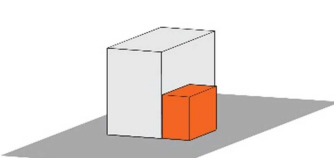
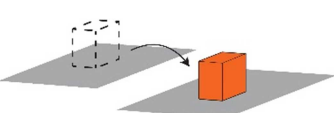
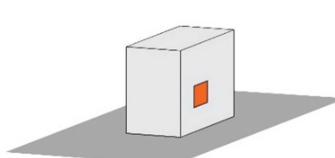
※「主要幹線道路」：春日市域の県道（主要地方道及び一般県道）及び市道 1 級第 1 号路線

適用除外（届出対象外となる行為）

景観法において届出を不要としている行為	春日市景観条例・施行規則において規定する行為
・通常の管理行為、軽易な行為（景観法第 16 条第 7 項第 1 号） ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第 16 条第 7 項第 2 号） ・地下に設ける建築物や工作物の建設等（景観法施行令第 8 条第 1 号） ・仮設の工作物の建設等（景観法施行令第 8 条第 2 号） ・その他法令等の規定に基づき行われる行為（景観法第 16 条第 7 項第 3～11 号）	・電柱類又は携帯基地局の新築や改築等 ・道路交通法に基づき設置される道路標識、信号機等の新築や改築等 ・一戸建て住宅の分譲を目的とする開発行為 ・景観形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

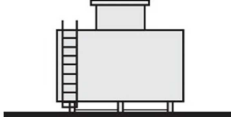
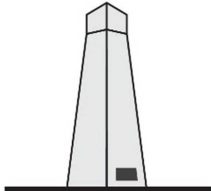
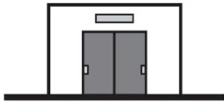
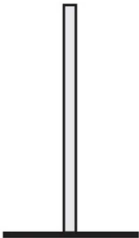
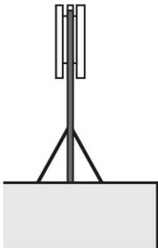
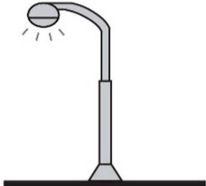
2-5. 届出対象行為の規模や種類

建築物

規模	都市型居住ゾーン以外	都市型居住ゾーン
高さ	高さ 10mを超えるもの 	高さ 12mを超えるもの 
	※建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定）からの高さとし、塔屋等の高さを含むものとします。	
延べ面積	延べ面積 1,000 m²を超えるもの 	主要幹線道路沿線で、 延べ面積 500 m²を超えるもの 
	※既存の建物を増築して延べ面積が規定の規模を超えた場合も同様。	
対象行為	建築物の新築の他、以下の行為も対象となります。  増築、改築  移転  外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え 又は色彩の変更	

工作物の種類

下記の 11 種類の工作物と、その他の市長が指定するものを届出の対象とします。

門/塀/垣/柵/擁壁 	電波塔 ※ 	煙突、排気塔 	高架道路、高架鉄道、 橋梁、横断歩道橋 
高架水槽、 屋上に設置する冷却塔 	記念塔 	駐車施設、駐輪施設 	ごみ置場 
鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱 	水道、電気 	街路灯・照明灯 	

※ 電波塔は携帯基地局を除く

2-6. 届出に必要な書類

各届出書には、以下の関係書類を添付し、提出してください。

種類	事前協議	行為の届出		行為の 変更届※3	行為の完了 (中止) 届
		建築物 又は 工作物	開発行為		
様式	様式第 1 号	様式第 2 号		様式第 3 号	様式第 12 号
[1]周辺状況図 (1/2, 500 以上)	◎	◎	◎	◎	◎
[2]配置図 (1/200 程度)	◎	◎	◎	○	◎
[3]平面図 (各階) (1/100～1/200 程度)	○	○	◎	○	○
[4]立面図※1 (1/100 以上)	○	◎	◎	○	◎
[5]周辺現況写真	◎	◎	◎	○	◎
[6]委任状※2	◎	○	○	○	○
[7]その他	○	○	○	○	○

◎：必ず提出

○：必要に応じて提出

※1：立面図にはマンセル値を表示すること。

※2：届出者以外の者（代理人）が手続きや協議を行う場合は、委任状（任意様式）を提出すること。

※3：変更届は行為の届出に添付した関係書類のうち、変更に係るものを提出すること。

第3章 色彩基準について

届出対象行為に該当する場合、建築物及び工作物の外観に使用できる色彩（色相・明度・彩度）の範囲は、下記の表1、表2に掲げる基準に適合する必要があります。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・外壁等、各面の立面積の10%以内で、外観のアクセントとして用いる場合
- ・自然石や木材など、無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので、市長が景観形成上の支障がないと認める場合

なお、上記に該当する場合であっても建築物及び工作物の外観に蛍光色を用いることはできません。この基準は、届出対象行為に対して勧告や変更命令等を行う際の判断基準となり、審査の結果不適合と判断され、計画の変更が行われない場合には、勧告や変更命令を行うこととなります。

表1 建築物の色彩基準

区域		色相	明度	彩度
商業系用途 地域以外の 景観計画区 域全域	建築物の 高層部	10R～2.5Y	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色	2 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色	2 以上 8.5 以下	－
	建築物の 低層部	すべての有彩色	8.5 以下	6 以下
		無彩色	8.5 以下	－
商業系用途地域		すべての有彩色	－	6 以下
		無彩色	－	－

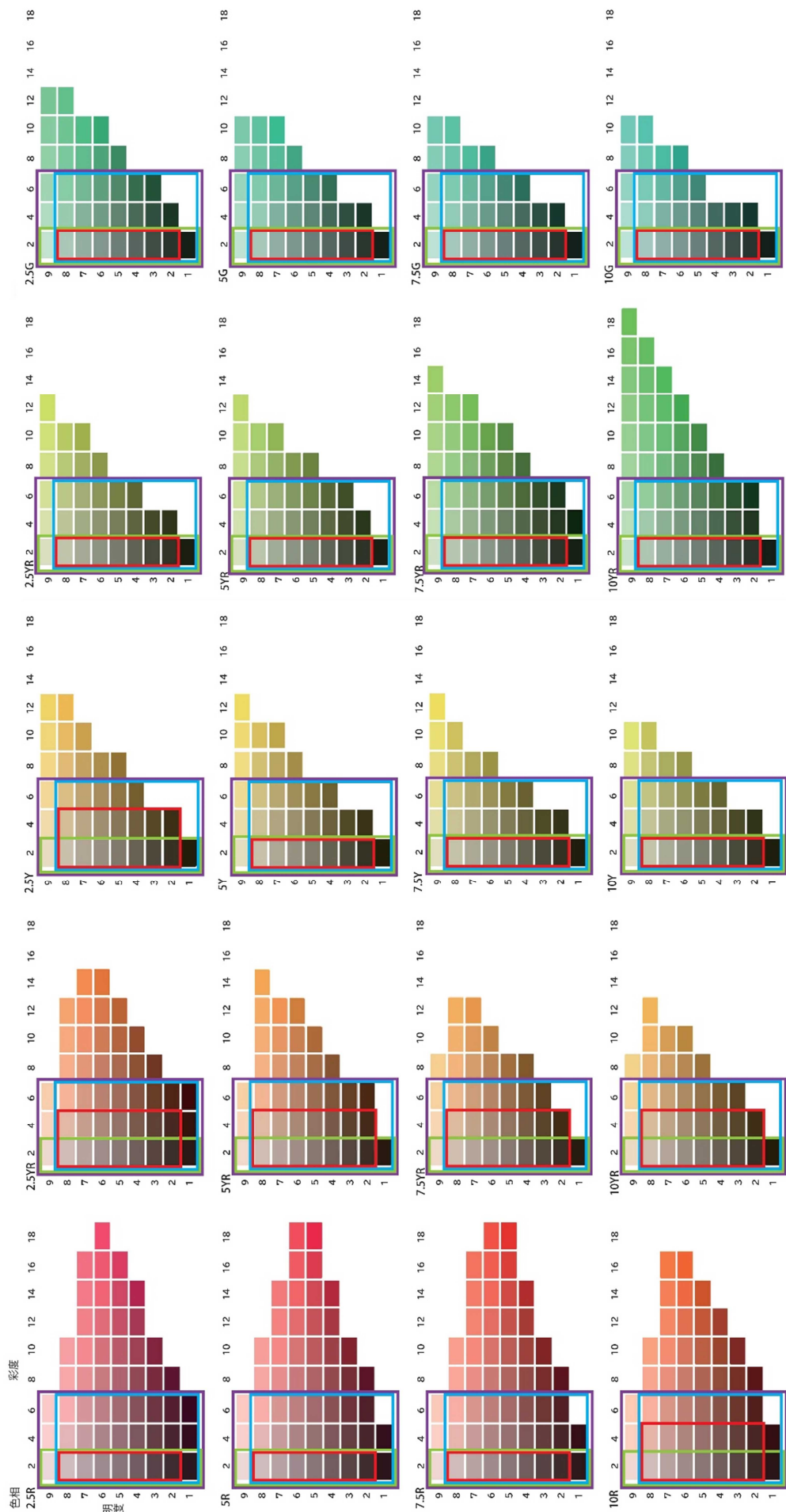
※色相・明度・彩度は日本工業規格の定めるマンセル値（JIS Z8721）に従う。

※上記表における建築物の低層部とは、高さ10m以下かつ3階以下の建物の部分をいう。

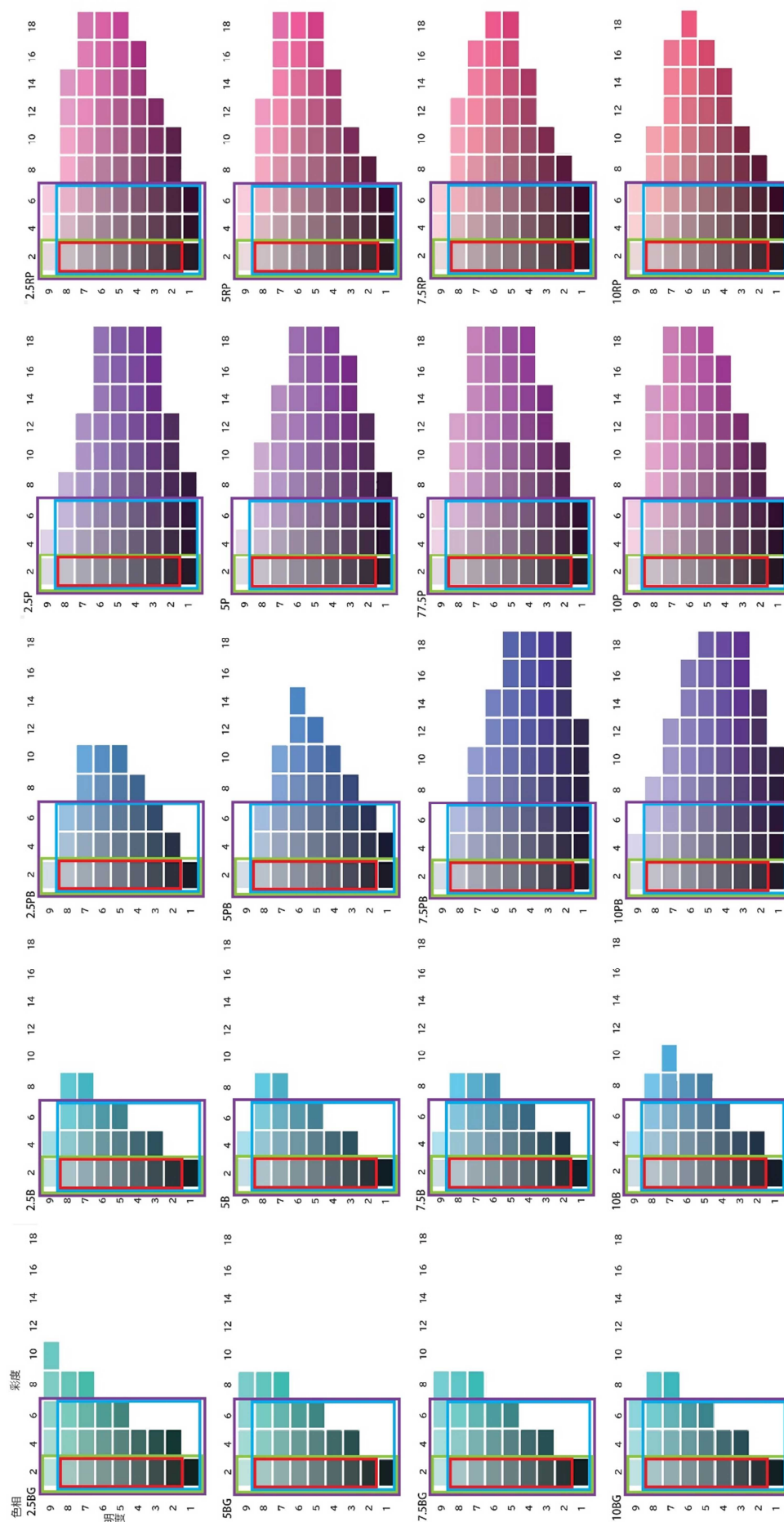
表2 工作物の色彩基準

区域	色相	明度	彩度
景観計画区域全域 （春日市全域）	すべての有彩色	－	3以下
	無彩色	－	－

赤：商業系用途以外の景観計画区域全域（高層部）
 青：商業系用途以外の景観計画区域全域（低層部）
 紫：商業系用途地域
 緑：工作物



赤：商業系用途以外の景観計画区域全域（高層部）
 青：商業系用途以外の景観計画区域全域（低層部）
 紫：商業系用途地域 緑：工作物



第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に資する建造物や樹木は、地域の景観に良い影響を与えるだけでなく、歴史的価値や、地域のシンボルとして重要な役割を果たしているものもあります。これらは本市の良好な景観形成を図る上で重要なものです。

そのため、これらの建造物や樹木のうち、特に重要なものについては、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

4-1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて有意義であり、市の良好な景観の形成に重要な建造物について、その実態を調査し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

①と②のいずれにも該当するもので、③から⑥のいずれかに該当すると認められるもの

①道路等、公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの

②老朽化、改造が著しくなく、原型をよく留めているもの又は修復が可能なもの

③建築物等として美観が優れていて、良好な景観形成に寄与するもの

④地域のシンボリックな存在であるなど、地域の景観を先導しまたは継承し特徴づけているもの

⑤歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの

⑥地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていて、市民に広く親しまれているもの

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定できません。

参考：

景観法第19条

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

4-2. 景観重要樹木の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて有意義であり、市の良好な景観の形成に重要な樹木について、その実態を調査し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ①樹形や樹高など美観が優れていて、良好な景観形成に寄与するもの
- ②地域のシンボリックな存在であるなど、地域の景観を先導しまたは継承し特徴づけているもの
- ③歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ④地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていて、市民に広く親しまれているもの

※文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定できません。

参考： 景観法第 28 条	景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。
------------------	---



景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の流れ

参考資料

■用語集

用語	説明
景観緑三法	「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つの法律を合わせた呼称。良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するために、平成17年6月に一体的に施行された。
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を講ずる総合的な法律。
景観計画	景観法に基づき景観行政団体が策定する、良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画。
景観行政団体	景観法に基づき景観行政を担当する行政団体。春日市は令和5年11月9日に景観法に基づく景観行政団体へと移行した。
景観計画区域	景観計画で定められた良好な景観の保全・形成を図る区域。本市では市全域を景観計画区域としている。
景観重点区域	景観計画区域のうち、地域の拠り所や顔となるような、特に景観保全が望ましい重要な区域として、景観計画で定める区域。
景観形成基準	良好な景観の保全・形成のため定められた、建築や工作物、開発行為等の規模や色彩などの基準。
延べ面積	建物の各階の床面積を全て合計した面積。
形態意匠	建築物や工作物等の形、色、模様等の外観の特徴をあらわす用語。
マンセル値	色を色相、明度、彩度の3つの尺度で客観的に数値化して表す値のこと。本計画では、日本工業規格の定めるマンセル値に従う。
色相	10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字（R、YR、Y、GY、G、BG、B、BP、P、RP）とその度合いを示す0～10までの数字を組み合わせ表記したもの。 （例：5Rや2.5GYなど。10Rは0YR、10RPは0Rと同意となる。）
明度	色の明るさを0～10までの数値で表記したもの。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。
彩度	色の鮮やかさを数値で表現したもの。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。白や黒などの無彩色は0となる。